

地域生活支援事業

障がい者の自立を応援する体制が整いました

障害者自立支援法が平成18年4月1日に施行され、どの障がい者も自立した日常生活や社会生活を営むための、必要な障がい福祉サービスの提供を受けられるようになりました。

今月号では、10月1日からサービスの提供が始まった『地域生活支援事業』のサービスの内容についてお知らせします。

▲西いぶり地域生活支援センター

地域生活支援事業とは

障害者自立支援法は、障がい者が自ら選んだ場所で自立した生活を過ごすために、障がい者の生活の実態を把握し、関係機関との緊密な連携を図って、2006年2月号でお知らせした『自立支援給付』や10月1日からサービスの提供が始まった『地域生活支援事業』を行い、必要な援助を行うことなどを市の責務としました。

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児の保護者などからの相談内容に応じて、必要な情報の提供や助言、権利の擁護の援助、手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付、移動の支援などの次の事業を行います。

この地域生活支援事業を利用する場合は、市や西いぶり地域生活支援センターが受け付けの窓口になります。

地域生活支援事業の内容

◎相談支援事業

障がい者が、地域で生活するに当たってのさまざまな問題について、その相談内容に応じ、必要な障がい福祉サービスや情報提供、助言を行います。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ
西いぶり地域生活支援センター

◎住宅入居等支援事業

保証人がいないなどの理由により、賃貸住宅への入居ができない18歳以上の知的障がい者や精神障がい者への必要な調整や家主などとの相談、助言を行います。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ
西いぶり地域生活支援センター

◎コミュニケーション支援事業

聴覚や言語機能、音声機能などの障がいにより、ほかの方との意思疎通を図ることができない方に、手話通訳者を派遣します。

受付窓口

高齢・介護・障害福祉グループ

◎日中一時支援事業

障がい者や障がい児を自宅で介護している方が、病气や就労などにより一時的に介護ができない場合、障がい者などを支援機関で預かり、日中、活動の場の提供や見守り、日常訓練などを行います（宿泊はできません）。

なお、障がいの状況や介護者の利用目的により利用できない場合があります。

また、利用料の1割（収入により